令和７年度介護保険事業者等集団指導

共通事項② ～指定介護事業所における指導監査の実施について～

長野県健康福祉部介護支援課

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課

松本市健康福祉部高齢福祉課

長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

目　次

1.　指定介護事業所における指導・監査の実施について

2.　介護保険事業所における「自己点検」の実施について

3.　福祉サービス第三者評価について

１.指定介護事業所における指導・監査の実施について

指定サービス事業者等に対する指導・監査の実施について①

指導と監査の違い

	指導（法23条、24条）	監査（法76条等）
目的	法令遵守の周知と**改善指導**	不正・違反の確認と**是正措置**
実施頻度	**定期的**	必要に応じて**随時**
方法	**集団指導・実地指導**	**実地監査・書面監査**
対象	**全事業者（選定制）**	**不正・違反の疑いがある事業者** ・不正請求の疑い ・虐待や重大事故の発生 ・基準違反（人員・設備・運営基準など） ・法令違反や虚偽報告
結果	助言・**指摘**	行政指導（勧告）、 行政処分（命令・**指定取消等**）

指定サービス事業者等に対する指導・監査の実施について②

（介護保険法第23条・24条）

指導について

1 集団指導

- **年に１回以上**、**講習会や動画配信**などで実施
- 制度改正及び報酬請求の留意点の周知、過去の指導事例の照会　等

2 実地指導（運営指導）

- **概ね３年に１回以上事業所を訪問**して実施
- 書類確認、職員面談、現場確認などを通じて運営状況を把握。
- 一般指導と合同指導（市町村と連携）がある

監査について

- 人員、設備及び運営基準や介護報酬請求について不正が疑われる場合に事実関係を把握し公正かつ適切な措置を採ることを主眼
- **入手した各種情報**、運営指導で確認した情報をふまえ、指定基準違反等の確認について必要がある場合に実施

① **通報・苦情・相談** 等
② 国保連・地域包括支援センターへの**苦情**
③ 国保連・保険者からの通報
④ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
⑤ 介護サービス情報の報告拒否

監査の結果、次のいずれかの**指定取り消し事由に該当した場合**は、**指定取消**（法第77条 等）になる場合があります。
また、期間を定めて、**指定の全部又は一部の効力を停止**（法第77条、法第92条 等）する場合もあります。
なお、指定取消と効力の全部・一部停止については、**都道府県知事等が公示**します（法第78条、法第93条 等）。

＜**指定取消の主な事由**＞
①欠格事項該当　②人員基準違反 ③運営基準違反　④人格尊重義務違反　⑤不正請求　⑥監査時虚偽報告・虚偽答弁 等

監査における行政指導・行政処分の流れ

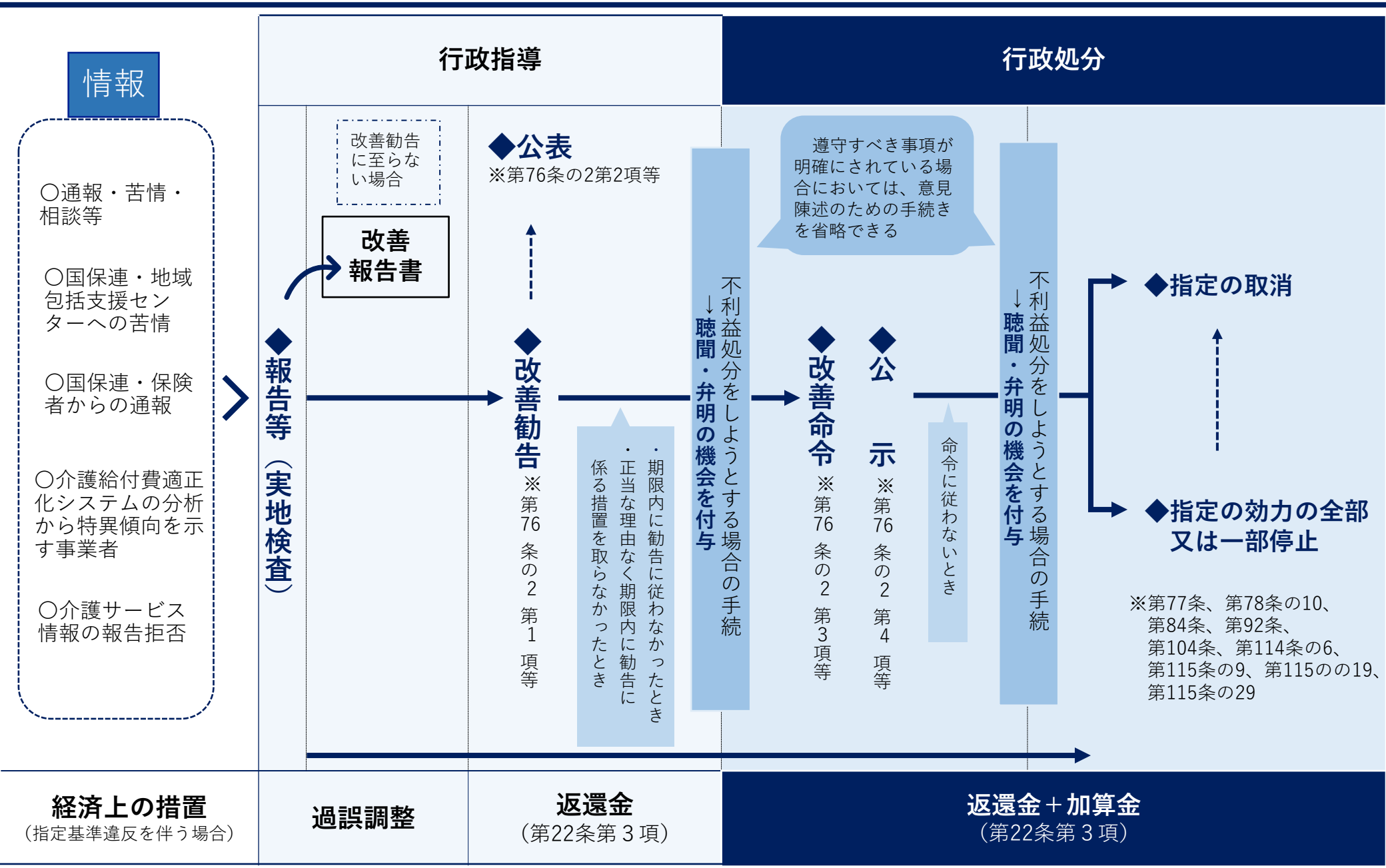

２.介護保険事業所における「自己点検」の実施について

介護保険事業所における「自己点検」の実施について

長野県では介護保険制度の適正な運用及び介護サービスの質の向上を目的として県が実施する**運営指導の際に「自己点検表」の事前提出**をお願いしています。

【掲載先（長野県公式HP）】
ホーム ＞ 健康・医療・福祉 ＞ 福祉一般 ＞ 指導・監査 ＞ 指導監査の事前提出資料等
https://www.pref.nagano.lg.jp/chiiki-fukushi/kenko/fukushi/shido/shiryo.html

自己点検表

《社会福祉施設用》

区分	提出資料
1.住宅型有料老人ホーム・ サービス付き高齢者向け住宅用	Excel 様式（エクセル：90KB）
2.社会事業授産施設用	Excel 様式（エクセル：48KB）

《介護保険事業所用》

区分	提出資料	参考資料 ※要件一覧は提出不要です
1.短期入所生活介護	Excel 様式（エクセル：108KB）	Excel 要件一覧（エクセル：13,644KB）
2.短期入所療養介護	Excel 様式（エクセル：132KB）	Excel 要件一覧（エクセル：1,955KB）
3.訪問介護	Excel 様式（エクセル：62KB）	Excel 要件一覧（エクセル：96KB）
4.訪問入浴介護	Excel 様式（エクセル：52KB）	Excel 要件一覧（エクセル：76KB）
5.訪問看護	Excel 様式（エクセル：53KB）	Excel 要件一覧（エクセル：166KB）
6.通所介護	Excel 様式（エクセル：101KB）	Excel 要件一覧（エクセル：7,085KB）
7.通所リハビリテーション	Excel 様式（エクセル：103KB）	Excel 要件一覧（エクセル：160KB）

運営指導時だけでなく、毎年事業所において**セルフチェック**に役立てていただくようお願いします。

３.福祉サービス第三者評価について

福祉サービス第三者評価について①

第三者評価とは、
福祉施設や事業所が提供する**サービスの質**を、事業者や利用者以外の**第三者機関**が、専門的かつ客観的な立場から**評価する**仕組みです。

目的

✓サービスの質の向上
事業者が自らの事業運営における問題点を把握することで、サービスの質の向上につながります。
✓情報の公開
評価結果は公表され、利用者が施設やサービスを選ぶ際の参考になります。

運営指導実施頻度

※介護保険施設等への運営指導の実施頻度が変わります。

第三者評価未受審　：　３年に１回以上

第三者評価受審　　：　指導実施年度の翌年度から起算して６年目の年度までの間に１回

長野県が認証している評価機関（R7.4.1現在）

評価機関名	所在地	電話番号
（ＮＰＯ）環境・福祉事業評価センター	長野市南高田2-5-16	026-244-4560
（一社）しなの福祉教育総研	上田市上田180-6	0268-29-6088
（一社）ピュア	佐久市三河田71-1	090-8329-1020
（NPO）ＬＩＮＸ	東御市田中1-8	0268-75-1033

福祉サービス第三者評価について②

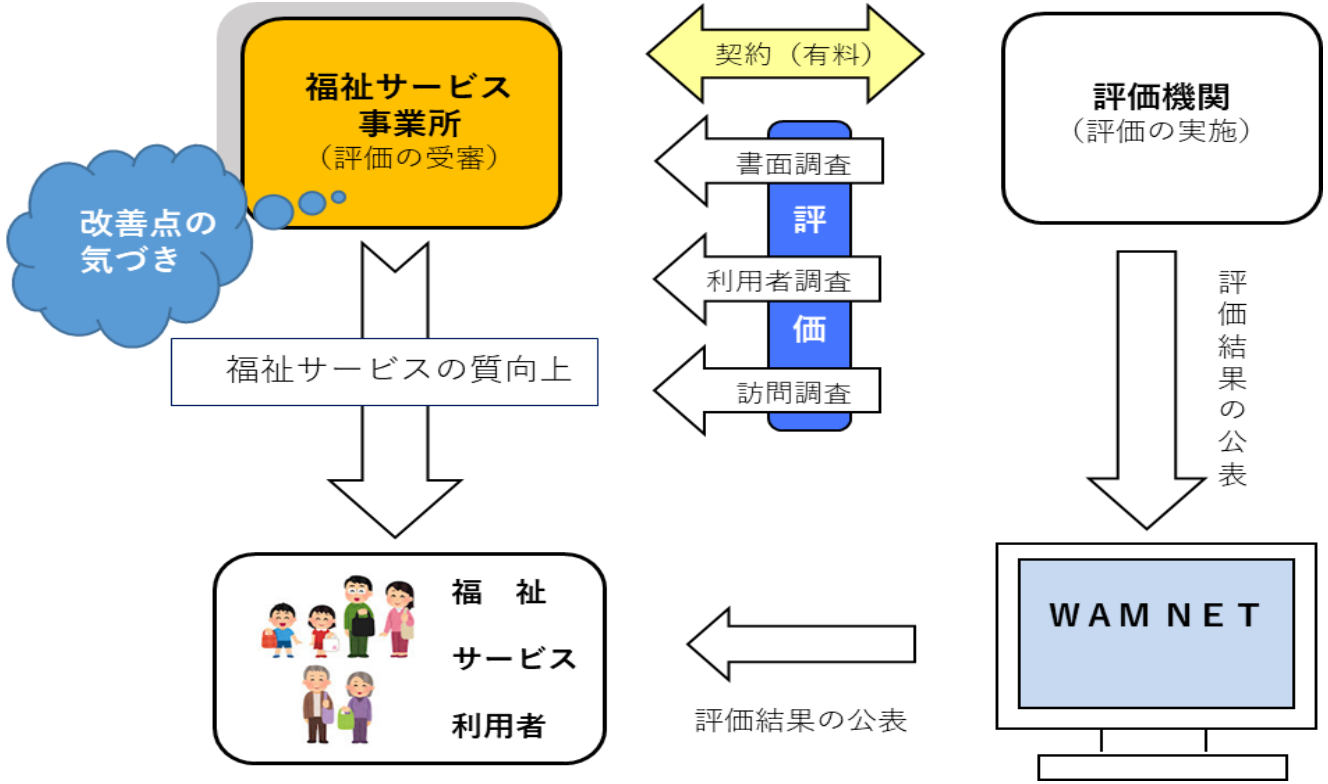

福祉サービス第三者評価に関する情報サイト

ＷＡＭ ＮＥＴ（ワムネット）	https://www.wam.go.jp/wamappl/hyoka/hyokasrch.nsf/top	福祉サービス第三者評価結果のほか、福祉施設情報等が掲載
長野県公式HP	https://www.pref.nagano.lg.jp/chiiki-fukushi/kenko/fukushi/daisansha/hyoka/daisansha/index.html	制度の説明・評価機関・評価調査者・評価基準等について公表

【お知らせ】
福祉サービス第三者評価活用マガジンのメール送信を始めました。
ＷＡＭ ＮＥＴでの公表状況や、第三者評価に関する話題をお届けしています。
ご希望の方は、右記のメールアドレスまでご連絡ください。（地域福祉課福祉監査担当：fukushi-kansa@pref.nagano.lg.jp）

受講報告について

「説明動画の視聴＋資料の閲覧」 → **受講確認票の提出** → **出席**となります。

提出方法

「ながの電子申請サービス（長野県）」より受講確認票を申請してください。

注意事項

- ✓ **同一事業所で複数のサービスを行っている事業所はサービス種別毎に報告をお願いします。**
  （例：訪問介護及び通所介護事業所を運営している場合、訪問介護、通所介護それぞれのサービス種別毎で受講報告をお願いします。）
- ✓ 医療みなし事業所及び施設みなし事業所は本集団指導における受講対象に含みます。
- ✓ 居宅介護支援事業所、地域密着型サービス、総合事業サービスは本集団指導の受講対象から除きます。
  （当該サービスの集団指導については、各指定権者（市町村、広域連合）へお問い合わせください。）
- ✓ 休止中の事業所は回答不要です。
- ✓ **長野市及び松本市所在の事業所については、各市に受講確認を報告してください。**

長野県への受講報告はこちらの二次元コードから申請が可能です

★受講確認票の提出締切日は**令和８年１月16日（金）**です。

（締切日以降は受付できなくなります。）